

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）第21条第1項及び第40条第1項に規定されている届出について

1 届出の対象となる区域

県内全域（熊本市の区域を除く）

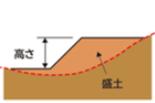
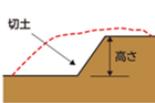
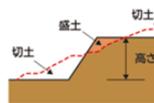
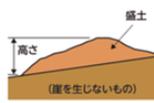
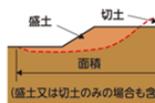
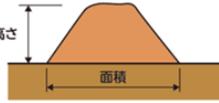
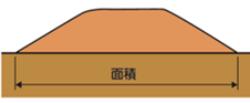
2 届出の対象となる工事

盛土規制法第21条第1項及び第40条第1項の届出の対象となるのは、**規制区域の指定日（令和7年4月1日）以前から、工事に着手[※]し、規制区域の指定日以降も継続して行う盛土・切土及び一時的な土石の堆積の工事**です。

※本体工事の着手とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は、土石の堆積が行われた時点を言います。

なお、令和7年3月31日までに工事完了する工事は、当届出は不要です。

【対象となる盛土等の規模】

土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
					
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの	
					

〈土地の形質の変更（盛土・切土）の例〉

- ・宅地や駐車場等の盛土・切土を伴う造成工事
- ・残土処分場や自社の土地を利用した土捨て場での盛土 等

〈一時的な土石の堆積の例〉

- ・土砂の仮置き
- ・ストックヤードでの土石の堆積 等

（参考） 届出の対象外となる工事

盛土・切土及び土石の堆積の工事であっても、以下の工事は、届出は不要です。

〈法の規制対象外となる工事〉

- ・道路、公園、河川等の「公共施設の用に供されている土地（公共施設用地）」で行われる盛土等に関する工事

〈災害の発生のおそれがないと認められる工事〉

- ・採石法、砂利採取法等の認可を受けた採取計画に係る工事
- ・土地改良法等に基づく事業に係る工事 等

詳細は、別紙①「盛土規制法の規制対象とならない工事・許可不要の工事」をご参照ください。

3 届出様式及び添付書類

〈届出様式〉

土地の形質の変更（盛土・切土）

：省令別記様式第15「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」

一時的な土石の堆積

：省令別記様式第16「土石の堆積に関する工事の届出書」

上記様式及び記載例は、熊本県建築課のホームページにて掲載しております。

ホームページ URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/208492.html>

〈添付書類〉

位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図、土地付近状況写真、字図、求積図 等
詳細は、別紙②をご参照ください。

4 届出期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和7年4月22日（火曜日）まで

5 届出窓口

熊本県建築課

TEL 096-333-2542

※熊本市の区域については、熊本市にお問い合わせください。

〈盛土規制法（許可・届出以外）に関すること〉

熊本市都市安全課 TEL 096-328-2926

〈許可・届出に関すること〉

熊本市開発指導課 TEL 096-328-2507